

公 示 日 : 2022 年 9 月 7 日 (水)

調達管理番号 : 22a00453

国 名 : 南アフリカ共和国

担 当 部 署 : 人間開発部 保健第一グループ 保健第二チーム

調 達 件 名 : 南アフリカ共和国地方自治体の保健財政管理強化プロジェクト
(研修企画運営)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 研修企画運営

(2) 格 付 : 3号

(3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間 : 2022 年 10 月下旬から 2023 年 2 月下旬

(2) 業務人月 : 現地 0.7 人月、国内 1.05 人月、合計 1.75 人月

業務日数 : 国内準備 10 日 現地業務 21 日 国内整理 11 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部

(2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部

(3) 提 出 期 限 : 2022 年 9 月 21 日 (水) (12 時まで)

(4) 提 出 方 法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年10月4日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	保健システムに係る各種業務。保健財政の経験があると望ましい。
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

南アフリカ共和国（以下「南アフリカ」という）においては、提供される医療サービスと医療費負担の格差が重要な課題とされている。

南アフリカにおける保健サービスの提供主体は、公的部門及び民間部門に大別される。同国の公的医療機関は国民の84%に対して保健医療サービスを提供しており、第1次医療は無料、また入院費用も最低限に抑えられている一方で、保健医療サービスの質が悪く、受けることができるサービスも限られていると国民の間では認識されている。そのため、富裕層は、高額な民間医療保険の保険料や窓口での医療費の自己負担額を支払い、民間医療機関を利用している。

保健財政面では、外部資金への依存度は低く、一般政府支出における公的保健支

出の割合は 15.3%（2019 年）とアブジャ宣言¹の 15%を超えており、また一人当たりの総保健支出は他アフリカ国と比較して高い。しかしながら、他のアフリカ各国の方が同等もしくは良い保健指標を示しており、総保健支出に見合った費用対効果の高いサービスを提供できているとはいいがたい。特に、民間医療機関が提供するサービスの価格は政府の規制を受けないことから、医療費のインフレは進み、民間医療機関にアクセスできる場合でも支払い価格に見合ったサービスは提供されておらず、将来的に高度な医療サービスを享受できる人口が著しく限られることになりかねない。

南アフリカでは、国民が受けることができる保健医療サービスの質・範囲が人によって著しく違うこと、負担能力に応じた費用負担と、ニーズに適切に応じたサービス提供という UHC の基本理念の実践が必ずしも行われていない状況である。

かかる状況下、南アフリカ政府は保健財政の改革を通じて、全ての国民が良質な保健医療サービスにアクセスできるよう、2011 年に国民健康保険 National Health Insurance（以下、「NHI」という）設立の方針を発表し、制度設計やパイロット事業等を実施している。NHI 導入のために 2012 年～2025 年を 3 フェーズに分け、第 1 フェーズ（2012 年～2016 年）では地方でのパイロットプロジェクトの実施及び公的に出資・運営される単一基金として NHI 基金設立準備、第 2 フェーズ（2017 年～2020 年）は同基金の始動及び患者登録、第 3 フェーズ（2021 年～2025 年）で民間及び公的な医療サービスを統一していくことを計画してきており、現在もその準備が進められている。

NHI 制度が導入されると、保健省傘下の医療機関の財源は、国・州政府から配賦される予算から、健康保険基金から払われる診療報酬に移行し、州政府の下にある郡保健事務所が医療機関との契約締結等の主体を担うことが想定されている。また、医療サービスのうちプライマリ・ヘルス・ケアについては、郡保健事務所自身が CU-PHC（Contracting Unit for Primary Health Care :PHC 提供にむけた契約医療施設単位）とともに提供を担っていく可能性もあり、NHI 実現にむけては住民に最も近い郡保健事務所がその成否を決定していくこととなる。

しかし、郡保健事務所の保健財政分野の事業実施に関する能力は人材を含め十分ではなく、また、郡を指導監督する立場の州保健省の人材の能力不足も指摘されている。NHI を適切に機能させるためには、州保健省や郡保健事務所の実務者の役割が重要であるが、現状、実務者の保健財政に関連する知識や能力不足は喫緊の課題となっている。

NHI 設立の道のりに不透明性は高いものの、2019 年 6 月 20 日に行われたラマポーザ新大統領による第一回施政方針演説や同年 7 月の「大統領保健コンパクト

¹アフリカ連合（当時の「アフリカ統一機構」）は2000年、ナイジェリアの首都アブジャで「国家予算の15%を保健に投資する」とする「アブジャ宣言」を採択した。

(Presidential Health Compact)」署名式などの機会に NHI 基金の設立による公共施設におけるケアの質の向上及び人的資源・能力の向上の推進の重要性が繰り返し言及されている。現時点でも将来的なその実現にむけ徐々に CU-PHC への資金フローの整理などの準備は着実に進められており、保健省による地方レベル実務者の能力向上のための研修能力構築はその過程での重要な課題と位置付けられている。

7. 業務の内容

本プロジェクトは、南アフリカ保健省が地方自治体レベル実務者の NHI 実務能力構築にむけた研修プログラムの開発と研修実施・管理能力の獲得を行うことを目的に、クワズール・ナタール州において郡保健事務所向けの保健財政モデル実践のための研修プログラムの策定をはかるものである。

本業務従事者は、2023 年 2 月以降に開始を予定している同研修プログラム策定支援業務に先立ち、南アフリカ保健省における NHI の最新状況や州・郡保健局における研修実施体制に関する情報を収集する。また、国内準備期間には、プロジェクト関係者の課題・問題意識抽出のために、日本の医療保障の歴史と現在、成果と課題を共有するオンライン・セミナーを開催し、国内整理期間には第三国（タイを想定）の医療保障の歴史・教訓のオンライン・セミナーを実施するものである。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2022 年 10 月下旬～11 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、南アフリカ政府作成の関連報告書（NHI White Paper 等）、関連学術論文、研修員作成資料等を参照し、南アフリカ NHI 進展状況の現状と課題を把握する。また、これまで日本が本分野で実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA 人間開発部及び南アフリカ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 日本の NHI の歴史と現在、成果と課題を共有するオンライン・セミナーを開催し、南ア関係者の関心や問題意識の情報を収集する。
- ④ ワークプラン（英文）を作成し、JICA 人間開発部による確認ののち提出する。併せて、南アフリカ事務所にもデータを送付し、業務計画の承認を得る。

(2) 現地業務期間（2022 年 11 月下旬～2022 年 12 月中旬）

- ① 南アフリカ保健省において、ワークプランを説明したのちに、以下の情報収集を行う。
 - ア) NHI 法案の概要と成立にむけた動向
 - イ) 南ア政府による NHI パイロット 3 フェーズの経験と教訓
 - ウ) 将来の NHI 実施において想定される州/郡保健局の役割
- ② クワズール・ナタール州保健局、同州内 2 郡（ウグ郡、アマジュバ郡）保

健局において以下の情報収集を行う。

- ア) 州/郡保健局の NHI 実施にむけた理解と課題
 - イ) 州/郡保健局の人員構成、うち保健財政に関わる職員の構成
 - ウ) 遠隔研修実施に向けた環境（インターネット、PC 整備状況）
- ③ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を南アフリカ保健省に提出し、報告する。
- ④ JICA 南アフリカ事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果の報告を行う。
- (3) 国内整理期間（2022 年 12 月中旬～2023 年 1 月下旬）
- ① 上記（1）③のオンライン・セミナー及び（2）現地業務期間で得た情報を踏まえつつ南ア関係者の関心や問題意識の最新情報を収集するべく、第三国（タイを想定）の医療保障の歴史と現在、成果と課題を共有するオンライン・セミナーを実施する。
 - ② 上記（2）①②の分析結果を現地業務結果報告書（和文・英文）にとりまとめ JICA 人間開発部に提出し、報告する。専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン（全体及び現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA 南アフリカ事務所、南アフリカ保健省へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

現地業務期間終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 3 部（JICA 人間開発部、JICA 南アフリカ共和国事務所、南アフリカ保健省へ各 1 部）

和文 2 部（JICA 人間開発部、JICA 南アフリカ共和国事務所へ各 1 部）

(3) 専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2023 年 2 月 14 日（火）までに提出。

現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 人間開発部及び南アフリカ事務所に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

- (1) 報酬単価
 - 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇄ヨハネスブルグを標準とします。
- (2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
 - PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
 - 「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。
但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。
 - ② 現地での業務体制
 - 本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。
 - ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎：便宜供与あり
 - イ) 宿舍手配：便宜供与あり
 - ウ) 車両借上げ：なし
 - エ) 通訳備上：なし
 - オ) 現地日程のアレンジ：スケジュールアレンジ及び必要に応じて同行を行う。
 - カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・南アフリカ共和国 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための保健財政能力強化専門家業務完了報告書
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
 - イ) 提供依頼メール
 - ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上